

建築関係 法令集

法令編

令和2年版 追録

【ダウンロード版】

①次の法令及び告示について、追録を発行いたします。試験の際には、本追録を参照してください。

- 建築基準法施行令 ●建築基準法施行規則
- 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 ●建築士法施行規則
- 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令 ●建設業法施行令
- 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令
- 防火構造の構造方法を定める件

②官報は、基本的に漢数字表記ですが、追録は法令集と同様、号数を除き算用数字に変換しています。内容の正確性については万全を期していますが、官報で記載された内容と異なる場合は、官報の記述が優先します。

本追録ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

- 追録を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の追録をお取り寄せ頂き、ご利用ください。
- 冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡下さい。

収録法令一覧

法令名 (掲載順)	制定	掲載条文	施行日	掲載
建築基準法施行令	令和元年9月6日 政令91号	第136条の2の14	令和元年9月14日	p.3
建築基準法施行規則	令和元年9月13日 国土交通省令34号	第6条の16の2、第6条の16の3、 第6条の17、第6条の20の2、 第6条の23、第6条の25、 第6条の27、第10条の7、第10条の9、 第10条の9の2、第10条の9の3、 第10条の10、第10条の11の2、 第10条の12、第10条の13、 第10条の15の4、第10条の15の6、 第12条	令和元年9月14日	p.3
	令和元年12月16日 国土交通省令47号	第11の2の2	令和元年12月16日	
建築基準法に基づく指定建築基準適合 判定資格者検定機関等に関する省令	令和元年9月13日 国土交通省令34号	第14条、第15条の2、第31条の3、 第31条の3の2、第31条の3の3、 第31条の3の4、第31条の5	令和元年9月14日	p.7
建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律施行令	令和元年11月7日 政令150号	第2条、第4条、第10条、第11条、 第12条、第13条、第14条、第15条、 第16条	令和元年11月16日	p.8
建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律施行規則	令和元年9月13日 国土交通省令34号	第34条、第34条の2、第65条、 第65条の2	令和元年9月14日	p.9
	令和元年11月7日 国土交通省令43号	第1章、第1条、第2条、第6条、第7条、 第12条、第13条の2、第14条、 第16条、第20条、第4節、第5節 第22条の2、第24条の2、第24条の3、 第61条、第76条、第80条第2項	令和元年11月16日	
	令和元年12月16日 国土交通省令47号	第21条、第80条第1項	令和元年12月16日	
建築物エネルギー消費性能基準等を定 める省令	令和元年11月7日 経産・国交省令3号	第1条、第4条、第5条、第2章、 第8条、第9条、第2章の2、 第9条の2、第9条の3、第3章、 第10条、第12条	令和元年11月16日	p.14
住宅の品質確保の促進等に関する法律 施行規則	令和元年10月1日 国土交通省令38号	第6条、第7条	令和元年10月1日	p.20
建築士法施行規則	令和元年9月13日 国土交通省令34号	第1条の2、第1条の3、第1条の4、 第5条の2、第6条、第6条の2、 第7条、第9条の7、第20条の2の2、 第24条	令和元年12月1日	p.21
建築士法に基づく中央指定登録機関等 に関する省令	令和元年9月13日 国土交通省令34号	第39条、第42条	令和元年9月14日	p.23
建設業法施行令	令和元年9月6日 政令91号	第3条	令和元年9月14日	p.23
住宅用防災警報器及び住宅用防災報知 設備に係る技術上の規格を定める省令	令和元年8月30日 総務省令35号	第8条	令和元年9月1日	p.24

収録告示

防火構造の構造方法を定める件	正誤：令和元年12月3日	p.25
----------------	--------------	------

建築基準法施行令

制定：令和元年9月6日 政令第91号

施行：令和元年9月14日

第136条の2の14（親会社等）

法第77条の19第十一号の政令で定める者は、法第77条の18第1項又は法第77条の35の2第1項に規定する指定を受けようとする者に対して、それぞれ次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一～三（略）

2（略）

建築基準法施行規則

[1]

制定：令和元年9月13日 国土交通省令第34号

施行：令和元年9月14日

[2]

制定：令和元年12月16日 国土交通省令第47号

施行：令和元年12月16日

第6条の16の2（心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者）

法第12条の2第2項第四号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により調査等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第6条の16の3（治療等の考慮）

国土交通大臣は、特定建築物調査員資格者証の交付を申請した者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に特定建築物調査員資格者証を交付するかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第6条の17（特定建築物調査員資格者証の交付の申請）

法第12条の2第1項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第37号の6様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 第6条の9第十二号に規定する修了証明書又は法第12条の2第1項第二号の規定による認定を受けた者であることを証する書類

三 その他参考となる事項を記載した書類

3（略）

第6条の20の2（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出）

特定建築物調査員又はその法定代理人若しくは

同居の親族は、当該特定建築物調査員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、別記第37号の8の2様式による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第6条の23（準用）

第6条の16の2、第6条の16の3、第6条の17第2項及び第3項並びに第6条の18から第6条の21までの規定は、建築設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の16の2	第12条の2第2項第四号	第12条の3第4項において読み替えて準用する法第12条の2第2項第四号
	調査等	検査等
第6条の17第2項	前項	第6条の22
第6条の17第2項第二号	第6条の9第十二号	第6条の12において読み替えて準用する第6条の9第十二号
第6条の17第2項第二号及び第3項	第12条の2第1項第二号	第12条の3第3項第二号
第6条の17第3項	第1項	第6条の22
第6条の18	建築物の	建築設備の
	調査等	検査等
第6条の19	第6条の17	第6条の22並びに第6条の23において読み替えて準用する第6条の17第2項及び第3項
	別記第37号の7様式	別記第37号の11様式
第6条の20第1項	別記第37号の8様式	別記第37号の12様式
第6条の20の2	別記第37号の8の2様式	別記第37号の12の2様式
第6条の21第1項	第12条の2第3項	第12条の3第4項において読み替えて準用する法第12条の2第3項
	別記第37号の9様式	別記第37号の13様式

第6条の25（準用）

第6条の16の2、第6条の16の3、第6条の17第2項及び第3項並びに第6条の18から第6条の21までの規定は、防火設備検査員資格

者証について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の16の2	第12条の2第2項第四号	第12条の3第4項において読み替えて準用する法第12条の2第2項第四号
	調査等	検査等
第6条の17第2項	前項	第6条の24
第6条の17第2項第二号	第6条の9第十二号	第6条の14において読み替えて準用する第6条の9第十二号
第6条の17第2項第二号及び第3項	第12条の2第1項第二号	第12条の3第3項第二号
第6条の17第3項	第1項	第6条の24
第6条の18	建築物の	防火設備の
	調査等	検査等
第6条の19	第6条の17	第6条の24並びに第6条の25において読み替えて準用する第6条の17第2項及び第3項
		別記第37号の7様式
第6条の20第1項	別記第37号の8様式	別記第37号の16様式
第6条の20の2	別記第37号の8の2様式	別記第37号の16の2様式
第6条の21第1項	第12条の2第3項	第12条の3第4項において読み替えて準用する法第12条の2第3項
	別記第37号の9様式	別記第37号の17様式

第6条の27（準用）

第6条の16の2、第6条の16の3、第6条の17第2項及び第3項並びに第6条の18から第6条の21までの規定は、昇降機等検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の16の2	第12条の2第2項第四号	第12条の3第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第12条の2第2項第四号及び法第88条第1項において準用する法第12条の2第2項第四号
	調査等	調査等及び検査等
第6条の17第2項	前項	第6条の26
第6条の17第2項第二号	第6条の9第十二号	第6条の16において読み替えて準用する第6条の9

		第十二号
第6条の17第2項第二号及び第3項	第12条の2第1項第二号	第12条の3第3項第二号(法第88条第1項において準用する場合を含む。)及び法第88条第1項において準用する法第12条の2第1項第二号
第6条の17第3項	第1項	第6条の26
第6条の18	建築物の調査等	昇降機等の調査等及び検査等
第6条の19	第6条の17	第6条の26並びに第6条の27において読み替えて準用する第6条の17第2項及び第3項
	別記第37号の7様式	別記第37号の19様式
第6条の20第1項	別記第37号の8様式	別記第37号の20様式
第6条の20の2	別記第37号の8の2様式	別記第37号の20の2様式
第6条の21第1項	第12条の2第3項	第12条の3第4項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第12条の2第3項及び法第88条第1項において準用する法第12条の2第3項
	別記第37号の9様式	別記第37号の21様式

第10条の7(建築基準適合判定資格者の登録の申請)

法第77条の58第1項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第51号様式による登録申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第10条の9(登録事項)

法第77条の58第2項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名。第10条の10及び第10条の15の5第二号において同じ。)、氏名、生年月日、住所及び性別
- 三～五 (略)

第10条の9の2(心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者)

法第77条の59の2の国土交通省令で定める者

は、精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第10条の9の3(治療等の考慮)

国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者の登録を申請した者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に建築基準適合判定資格者の登録を行うかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第10条の10(変更の登録)

法第77条の60に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一、二 (略)
- 2 法第77条の60の規定によつて登録の変更を申請しようとする者は、その変更を生じた日から30日以内に、別記第53号様式による変更登録申請書に、登録証及び本籍地の都道府県名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを、氏名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 (略)

第10条の11の2(心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合)

法第77条の61第三号の国土交通省令で定める場合は、建築基準適合判定資格者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。

第10条の12(死亡等の届出)

法第77条の61の規定により、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式に、第一号の場合においては登録証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号から第四号までの場合においては登録証を、第五号の場合においては病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを届け出なければならない。

- 一 (略)
- 二 法第77条の61第二号の建築基準適合判定

資格者本人のうち法第 77 条の 59 第二号に該当するもの 別記第 56 号様式

三 法第 77 条の 61 第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第 77 条の 59 第五号に該当するもの 別記第 57 号様式

四 法第 77 条の 61 第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第 77 条の 59 第六号に該当するもの 別記第 58 号様式

五 法第 77 条の 61 第三号の建築基準適合判定資格者本人又はその法定代理人若しくは同居の親族 別記第 59 号様式

第 10 条の 13 (登録の消除の申請及び登録証の返納) (略)

2 建築基準適合判定資格者が法第 77 条の 62 第 1 項 (第一号及び第二号に係る部分を除く。)又は第 2 項の規定によつて登録を消除された場合においては、当該建築基準適合判定資格者 (法第 77 条の 61 第一号に該当する事実が判明したときにあつては相続人、同条 (第三号に係る部分に限る。)の規定による届出があつたとき及び同条第三号に該当する事実が判明したときにあつては当該建築基準適合判定資格者又はその法定代理人若しくは同居の親族)は、消除の通知を受けた日から 10 日以内に、登録証を国土交通大臣に返納しなければならない。

第 10 条の 15 の 4 (構造計算適合判定資格者の登録の申請)

法第 77 条の 66 第 1 項の規定によつて構造計算適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第 60 号の 2 様式による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 本籍に記載のある住民票の写し
- 二 前条第一号若しくは第二号に該当する者であることを証する書類又は同条第三号の規定による認定を受けた者であることを証する書類
- 三 その他参考となる事項を記載した書類

第 10 条の 15 の 6 (準用)

第 10 条の 8、第 10 条の 9 の 2 から第 10 条の 15 の 2 までの規定は、構造計算適合判定資格者の登録及びその変更について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 10 条の 8 第 1 項	前条	第 10 条の 15 の 4
	別記第 52 号様式	別記第 60 号の 3 様式
第 10 条の 9 の 2	確認検査	構造計算適合性判定
第 10 条の 10 第 2 項	別記第 53 号様式	別記第 60 号の 4 様式
第 10 条の 11 第 1 項	別記第 54 号様式	別記第 60 号の 5 様式
第 10 条の 11 の 2	確認検査	構造計算適合性判定
第 10 条の 12 第一号	別記第 55 号様式	別記第 60 号の 6 様式
第 10 条の 12 第二号	別記第 56 号様式	別記第 60 号の 7 様式
第 10 条の 12 第三号	別記第 57 号様式	別記第 60 号の 8 様式
第 10 条の 12 第四号	別記第 58 号様式	別記第 60 号の 9 様式
第 10 条の 12 第五号	別記第 59 号様式	別記第 60 号の 10 様式
第 10 条の 13 第 1 項	別記第 60 号様式	別記第 60 号の 11 様式

第 11 条の 2 の 2 (手数料の納付の方法)

法第 97 条の 4 第 1 項及び第 2 項の手数料の納付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて納める。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。

二、三 (略)

第 12 条 (権限の委任)

法 (第 6 条の 2 第 1 項 (第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)、第 7 条の 2 第 1 項

(第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)、第 18 条の 2 第 1 項並びに第 4 章の 2 第 2 節及び第 3 節を除く。)、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、

第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五 (略)

六 第 6 条の 20 の 2 (第 6 条の 23、第 6 条の 25 及び第 6 条の 27 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出を受理すること。

七 第 6 条の 21 第 3 項 (第 6 条の 23、第 6 条の 25 及び第 6 条の 27 において準用する場合を含む。)の規定による受納をすること。

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(抄)

制定：令和元年9月13日 国土交通省令第34号

施行：令和元年9月14日

第14条（指定確認検査機関に係る指定の申請）

法第77条の18第1項の規定による指定を受けようとする者は、2以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第1号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。

一～七（略）

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第77条の19第一号及び第二号に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

八の二 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第77条の19第九号に該当しない者であることを誓約する書類

九～六（略）

第15条の2（心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者）

法第77条の19第九号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第31条の3（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請）

法第77条の35の2第1項の規定による指定を受けようとする者は、2以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第10号の2様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。

一～七（略）

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第77条の35の3第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第77条の35の3第九号に該当しない者であることを誓約する書類

十～五（略）

五の二 申請者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき第31条の3の4第1項に規定する民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、当該措置の内容を証する書類

六（略）

第31条の3の2（心身の故障により構造計算適合性判定の業務を適正に行うことができない者）

法第77条の35の3第九号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により構造計算適合性判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第31条の3の3（構造計算適合性判定員の数）

（略）

第31条の3の4（指定構造計算適合性判定機関の有する財産の評価額）

（略）

第31条の5（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新）

第31条の3から第31条の3の4までの規定は、法第77条の35の7第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関が指定の更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、第31条の3の3第1項及び第31条の3の4第1項第二号中「その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請の日の属する事業年度の前事業年度において行った構造計算適合性判定の件数」と読み替えるものとする。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令

制定：令和元年 11 月 7 日 政令第 150 号

施行：令和元年 11 月 16 日

第 2 条（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） （略）

2 法第 2 条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第四号の延べ面積をいう。第 14 条第 1 項において同じ。）が 1 万㎡を超える建築物
- 二 （略）

第 4 条（特定建築物の非住宅部分の規模等）

法第 11 条第 1 項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が $\frac{1}{50}$ 以上であるものの床面積を除く。第 14 条第 1 項を除き、以下同じ。）の合計が 2,000㎡であることとする。

2、3 （略）

第 10 条（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数）

法第 26 条の 2 の政令で定める数は、1 年間に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が 150 戸であることとする。

第 11 条（分譲型一戸建て規格住宅に係る報告及び立入検査）

国土交通大臣は、法第 28 条第 4 項の規定により、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

- 一 新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数
 - 二 分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項
- 2 国土交通大臣は、法第 28 条第 4 項の規定により、その職員に、特定建築主の事務所その他の事業場又は特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該分譲型一戸建て規格住宅、当該分譲型一戸建て規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

第 12 条（特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数）

法第 28 条の 2 の政令で定める住宅の区分は、次の各号に掲げる住宅の区分とし、同条の政令で定める数は、当該住宅の区分に応じ、1 年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数が当該各号に定める数であることとする。

- 一 一戸建ての住宅 300 戸
- 二 長屋又は共同住宅 1,000 戸

第 13 条（請負型規格住宅に係る報告及び立入検査）

国土交通大臣は、法第 28 条の 4 第 4 項の規定により、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅（当該特定建設工事業者の 1 年間に新たに建設するその戸数が前条各号に定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。）につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

- 一 新たに建設した請負型規格住宅の戸数
 - 二 請負型規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項
- 2 国土交通大臣は、法第 28 条の 4 第 4 項の規定により、その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該請負型規格住宅、当該請負型規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

第 14 条（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）

法第 35 条第 1 項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超

えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ ）とする。

- 2 法第35条第2項の規定により同条第1項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

第15条（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

（略）

第16条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

[1]

制定：令和元年9月13日 国土交通省令第34号

施行：令和元年9月14日

[2]

制定：令和元年11月7日 国土交通省令第43号

施行：令和元年11月16日

[3]

制定：令和元年12月16日 国土交通省令第47号

施行：令和元年12月16日

第1章 建築主が講ずべき措置等

第1条（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項（法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第1による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(ハ)項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）とする。

図書の種類	明示すべき事項
(イ) (略)	(略)
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空調調設備等及び空調調設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表及び第12条第1項の表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
(略)	(略)
(ロ) (略) (略)	(略)
(ハ) (略) (略)	(略)

2～4 (略)

第2条 (変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

法第12条第2項(法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第2による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第2による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えたものとする。

2 (略)

第6条 (適合判定通知書又はその写しの提出)

法第12条第6項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第1条第1項若しくは第2条第1項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める書類の提出をもって法第12条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

一 法第25条第1項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第12条第6項の規定を適用する場合 第18条第1項の認定書の写し

二、三 (略)

第7条 (国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

第1条及び第2条の規定は、法第13条第2項及び第3項(これらの規定を法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。この場合において、第1条中「別記様式第1」とあるのは「別記様式第11」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、第2条中「別記様式第2」とあるのは「別記様式第12」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

第12条 (建築物の建築に関する届出)

法第19条第1項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第22による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(同条第1項前段の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(ハ)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項	
(イ) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	縮尺及び方位	
配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別エネルギー消費性能確保設備の位置	
仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種類及び寸法	
	エネルギー消費性能確保設備の種類	
各階平面図	縮尺及び方位	
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	
	壁の位置及び種類	
	開口部の位置及び構造	
	エネルギー消費性能確保設備の位置	
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
用途別床面積表	用途別の床面積	
立面図	縮尺	
	外壁及び開口部の位置	
	エネルギー消費性能確保設備の位置	
断面図又は矩計図	縮尺	
	建築物の高さ	
	外壁及び屋根の構造	
	軒の高さ並びに軒及びびさしの出	
	小屋裏の構造	
	各階の天井の高さ及び構造	
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
各部詳細図	縮尺	
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法	
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	
(ロ) 機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種類、仕様及び数
	給湯設備	給湯器の種類、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数
		節湯器具の種類及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、仕様及び数

仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備
各階平面図	空気調和設備	縮尺
		空気調和設備の有効範囲 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	照明設備	縮尺
		照明設備の位置
	給湯設備	縮尺
		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
昇降機	縮尺	
	位置	
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺	
	位置	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法
	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
(イ) 機器表	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種別、位置及び数
	空気調和	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の

	設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
--	----------------------------	-----------------------------

- 第1条第2項の規定は、法第19条第1項前段の規定による届出について準用する。
- 法第19条第1項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第23による届出書の正本及び副本に、それぞれ前項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。
- 第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の届出書に添えることを要しない。

第13条の2（建築物の建築に関する届出に係る特例）

法第19条第4項の国土交通省令で定めるものは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価（法第19条第1項前段の規定による届出に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。次条第3項において単に「評価」という。）とする。

- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項の国土交通省令で定める日数は、3日とする。
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定により届出をしようとする者は、第12条第1項の規定にかかわらず、別記様式第22による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ

	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

- 4 第1条第2項の規定は、法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出について準用する。
- 5 第12条第3項の規定は、法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項後段の規定による変更の届出について適用する。
- 6 第12条第4項の規定は、第3項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合について適用する。

第14条（建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例）

第12条の規定は、法第20条第2項の規定による通知について準用する。この場合において、第12条第1項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第22」とあるのは「別記様式第24」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第3項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第23」とあるのは「別記様式第25」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第4項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

- 2 第13条の規定は、法第20条第2項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。
- 3 法第20条第2項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第1項の規定にかかわらず、別記様式第24による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第3項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

第16条（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請）

法第23条第1項の申請をしようとする者は、別記様式第27による申請書に第20条第1項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第20条（評価書の交付等）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第31による評価書（以下単に「評価書」という。）を申請者に交付しなければならない。

- 2 （略）
- 3 評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第21条（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料）

法第26条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

- 2 （略）

第4節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置

第5節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

第22条の2

法第28条の4第5項において準用する法第17条第2項の立入検査をする職員のみ身分を示す証明書は、別記様式第32の2によるものとする。

第24条の2（熱源機器等）

法第29条第3項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

- 一 熱源機器
- 二 発電機
- 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー

源から熱又は電気を得るために用いられる機器

- 2 法第 29 条第 3 項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 前項各号に掲げる機器のうち一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの
 - 二 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

第 24 条の 3（自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等）

法第 29 条第 3 項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

- 2 法第 29 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第 1 項の規定により認定の申請をしようとする者は、第 23 条第 1 項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。
- 一 他の建築物に関する第 23 条第 1 項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書
 - 二 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況を記載した図面
 - 三 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面

第 34 条（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請）

法第 39 条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第 41 による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六（略）

- 七 申請者が法第 40 条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

- 八 申請者が法第 40 条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面
- 九 別記様式第 42 による判定の業務の計画棟数を記載した書類
- 十 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
- 十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第 40 条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

第 34 条の 2（心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者）

法第 40 条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第 61 条（書類の保存）

1、2（略）

- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第 1 項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第 64 条第 1 項第二号において単に「書類」という。）を、法第 15 条第 2 項において読み替えて適用する法第 12 条第 3 項又は法第 13 条第 4 項の規定による通知書を交付した日から 15 年間、保存しなければならない。

第 65 条（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

法第 56 条第 1 項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第 55 による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～七（略）

- 八 申請者が法第 40 条第三号及び第 57 条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面
- 九 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
- 十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第 59 条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

第 65 条の 2 (心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者)

法第 57 条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第 76 条 (書類の保存)

法第 56 条第 2 項において読み替えて準用する法第 50 条第 2 項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第 19 条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2、3 (略)

第 80 条 (国土交通大臣が行う評価の手数料)

法第 62 条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第 62 条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請 1 件につき 164 万円とする。ただし、既に法第 61 条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請 1 件につき 41 万円とする。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

制定：令和元年 11 月 7 日 経産・国交省令第 3 号

施行：令和元年 11 月 16 日

第 1 条 (建築物エネルギー消費性能基準)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分（法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を除く。第 10 条第一号において「非住宅建築物」という。）次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

ロ (略)

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。）次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、こ

の限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合すること。

(i)国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合）については、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分）をいう。以下(i)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（1年間のうち1日の最高気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率 (単位 W/m ² ・℃)	冷房期の平均日射熱取得率
1	0.46	—
2	0.46	—
3	0.56	—
4	0.75	—
5	0.87	3.0
6	0.87	2.8
7	0.87	2.7
8	—	3.2

(ii)住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で

除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位 W/m ² ・℃）	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
1	0.41	—
2	0.41	—
3	0.44	—
4	0.69	—
5	0.75	1.5
6	0.75	1.4
7	0.75	1.3
8	—	2.4

(2) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(i)住宅（単位住戸の数が一であるものに限る。）(1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)(i)の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

(ii)住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）(1)(ii)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル共同住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な共同住宅で

あると認めるものをいう。)の住棟単位外皮平均熱貫流率及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率が、(1)(ii)の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

- (3) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

- (1) (略)
- (2) 住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅(国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (3) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 (略)

2 前項第二号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

第4条(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)並びに第3項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T 設計一次エネルギー消費量(単位 GJ/年)
- E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_C 冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_V 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_W 給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- E_S エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 MJ/年)
- E_M その他一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

2 (略)

3 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。

- 一 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値
- 二 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第2条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

第5条(住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)並びに第3項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 GJ/年)

E_{SH} 暖房設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 MJ/年)

E_{SC} 冷房設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 MJ/年)

E_{SV} 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 MJ/年)

E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 MJ/年)

E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量
(単位 MJ/年)

E_M その他一次エネルギー消費量
(単位 MJ/年)

2 (略)

3 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第3項第一号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第3項第二号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第3条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

第2章 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

第8条 (特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

法第27条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定建築主が令和2年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第1条第1項第二号イ(1)(i)に適合するものであること。
- 二 特定建築主が各年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の特定建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。)の合計を超えないこと。

第9条 (特定建築主基準一次エネルギー消費量)

特定建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 特定建築主が令和元年度までに新築する分譲型一戸建て規格住宅 次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号において同じ。)

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$$

本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 特定建築主基準一次エネルギー消費量(単

位 GJ/年)

E_{SH} 第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_{SC} 第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_{SV} 第5条第1項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_{SL} 第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_{SW} 第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_M 第5条第1項のその他一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

- 二 特定建築主が令和2年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅 次の式により算出した数値

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M\} \times 10^{-3}$$

第2章の2 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

第9条の2 (特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

法第28条の3第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する請負型規格住宅が、第1条第1項第二号イ(1)に適合するものであること。
- 二 特定建設工事業者が各年度に新たに建設する請負型規格住宅に係る第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格住宅の特定建設工事業者基準一

次エネルギー消費量 (床面積、設備等の条件により定まる特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。)の合計を超えないこと。

第9条の3 (特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量)

一戸建て住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 特定建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅 (次号に掲げるものを除く。) 次の式により算出した数値 (その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び次項において同じ。)

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$$

本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量 (単位 GJ/年)

E_{SH} 第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_{SC} 第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_{SV} 第5条第1項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_{SL} 第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_{SW} 第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E_M 第5条第1項のその他一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

- 二 特定建設工事業者が令和6年度以降の年度であって経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅 次の式により算出した数値

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.75 + E_M\} \times 10^{-3}$$

- 2 特定建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち長屋又は共同住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量

は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$$

3 前項の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる長屋又は共同住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4条第3項第一号の数値とした長屋又は共同住宅 単位住戸の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4条第3項第二号の数値とした長屋又は共同住宅 単位住戸の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第3条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とする。

第3章 建築物エネルギー消費性能誘導基準

第10条 (建築物エネルギー消費性能誘導基準)

法第30条第1項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)において「工場等」という。）の用途に供する場合にあっては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ

た場合においては、この限りでない。

イ (略)

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 第1条第1項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

(2) (略)

二、三 (略)

第12条 (住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

(略)

2 第10条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4条第3項第一号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4条第3項第二号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値

3 前条の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とする。

住宅の品質確保の促進等に関する法律 施行規則（抄）

制定：令和元年 10 月 1 日 国土交通省令第 38 号

施行：令和元年 10 月 1 日

第 6 条（検査）

建設住宅性能評価（新築住宅に係るものに限る。以下この条において同じ。）の申請者は、登録住宅性能評価機関に対し、検査時期に行われるべき検査の対象となる工程（以下この条において「検査対象工程」という。）に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならない。

- 2 登録住宅性能評価機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から七日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせなければならない。
- 3 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を報告する書類で評価方法基準に定められたもの（以下「施工状況報告書」という。）を登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。
- 4 第 3 条第 7 項の規定は、施工状況報告書の受理について準用する。
- 5 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われる場合には、当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅のものであることを証する図書を当該工事現場に備えておかなければならない。
- 6 前項の図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書に代えることができる。
- 7 登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る検査を行ったときは、遅滞なく、別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告しなければならない。
- 8 第 4 条第 5 項の規定は、前項の規定による報告について準用する

第 7 条（建設住宅性能評価書の交付等）

（略）

- 2 登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設

住宅性能評価にあつては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第 11 号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

- 一 建設住宅性能評価申請書若しくはその添付図書、施工状況報告書又は前条第五項に規定する図書（次号において「申請書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。

二～五（略）

3～6（略）

建築士法施行規則（抄）

制定：令和元年9月13日 国土交通省令第34号

施行：令和元年12月1日

第1条の2（心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者）

法第8条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1条の3（治療等の考慮）

国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を申請した者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第1条の4（免許の申請）

法第4条第1項又は第3項の規定により一級建築士の免許を受けようとする者は、第1号書式による免許申請書に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2、3（略）

第5条の2（心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合）

法第8条の2第三号の国土交通省令で定める場合は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。

第6条（免許の取消しの申請及び免許証等の返納）

一級建築士は、法第8条の2（第二号に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければ

ならない。

- 一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一級建築士は、法第9条第1項第一号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消し申請書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一級建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 一級建築士が法第9条第1項（第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第8条の2第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該一級建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

第6条の2（免許の取消しの公告）

法第9条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一～三（略）

第7条（登録の抹消）

国土交通大臣は、免許を取り消した場合又は第6条第4項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2（略）

第9条の7（規定の適用）

中央指定登録機関が法第10条の4第1項に規

定する一級建築士登録等事務を行う場合における第1条の3、第1条の4第1項、第2条、第4条から第5条まで、第6条第5項、第7条及び第9条の2から第9条の5までの規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第2条第1項中「第2号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第4条の2の見出し及び同条第3項並びに第5条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第4条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第5条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第1項中「免許を取り消した場合又は第6条第4項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第12条の規定により第6条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第9条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」と、第9条の3第1項中「法第10条の2の2第1項又は同条第2項」とあるのは「法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される法第10条の2の2第1項又は同条第2項」と、同条第3項中「第3号の3書式による構造設計一級建築士証又は第3号の4書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第9条の4第2項中「法第10条の2の2第4項」とあるのは「法第10条の19第1項の規定により読み替えて適用される法第10条の2の2第4項」とする。

第20条の2の2（心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者）

法第23条の4第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第24条（権限の委任）

法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一、二（略）

二の二 法第8条の2の規定による届出（同条第二号に掲げる場合に該当する場合の届出にあつては、第6条第1項の規定による免許証の提出を含む。）を受理すること。

三～五（略）

六 第1条の4第1項の規定による免許の申請を受理すること。

七～十（略）

十一 第6条第3項の規定による免許取消しの申請を受理し、同条第4項の規定による届出を受理し、及び同条第5項の規定による受納をすること。

十二～十八（略）

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（抄）

制定：令和元年9月13日 国土交通省令第34号

施行：令和元年9月14日

第39条（講習事務の実施基準）

法第22条の3第2項において準用する法第10条の28の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～十（略）

十一 法第22条の3第2項において読み替えて準用する法第10条の23第五号に規定する講習事務（以下この号において単に「講習事務」という。）以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

第42条（講習事務の実施基準）

法第26条の5第2項において準用する法第10条の28の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～十（略）

十一 法第26条の5第2項において読み替えて準用する法第10条の23第五号に規定する講習事務（以下この号において単に「講習事務」という。）以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

建設業法施行令（抄）

制定：令和元年9月6日 政令第91号

施行：令和元年9月14日

第3条（使用人）

法第6条第1項第四号（法第17条において準用する場合を含む。）、法第7条第三号、法第8条第四号、第十二号及び第十三号（これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。）、法第28条第1項第三号並びに法第29条の4の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令

制定：令和元年 8 月 30 日 総務省令第 35 号

施行：令和元年 9 月 1 日

第 8 条（表示）

住宅用防災警報器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、第六号及び第七号の表示は消防法施行令第 5 条の 7 第 1 項第二号の規定により設置した状態において容易に識別できる大きさとし、第十一号の表示は外面に表示しなければならない。

一（略）

二 種別を有するものにあつてはその種別

二の二～四の二（略）

五 耐食性能を有するものにあつては、耐食型という文字

六（略）

七 自動試験機能を有するものにあつては、自動試験機能付という文字

八 連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字

九 連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字

十 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

十一 イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項

イ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 12 条の 5 第 1 項に規定する特定認証機器である旨の表示

ロ（略）

十三、十四（略）

2（略）

防火構造の構造方法を定める件

正誤：令和元年12月3日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。

第1

外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第108条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するもの(ハ)(3)(i)(ハ)及びii(ホ)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

イ (略)

- ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造(イに掲げる構造を除く。)とすること。

(1) (略)

(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i)令和元年国土交通省告示第195号第1第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの

(ii)～(viii) (略)

ハ (略)

(1) (略)

(2) (略)

- (3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。

(i) (略)

(ii)屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ)令和元年国土交通省告示第195号第1第三号ハ(1)又は(4)から(6)までのいずれかに該当するもの

(ロ)～(チ) (略)

二 (略)

第2

(略)

令和2年版
建築関係法令集【法令編】 追録 ダウンロード版

令和2年4月1日 発行 非売品

編集 総合資格学院 **編集責任者**：福田年則 / 中川和之

発行 株式会社 総合資格

発行人 岸 隆司

〒163-0557 東京都新宿区西新宿 1-26-2

電話 (03) 3340-6711 (内容に関する問い合わせ先)

(03) 3340-6714 (販売に関する問い合わせ先)

URL <http://www.shikaku.co.jp/>

※本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。

※落丁、乱丁はお取り替え致します。